

かつしか地域スポーツクラブ育成支援指針

平成 19 年 1 月 9 日
18 葛教ス第 371 号
教 育 長 決 裁

・目 的

この指針は、葛飾区内において設立される文部科学省の推奨する「総合型地域スポーツクラブ」に対して、区がクラブへ設立、育成支援をするに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本区に設立される「総合型地域スポーツクラブ」を、葛飾区独自の総称として、「かつしか地域スポーツクラブ」(以下、「クラブ」という。)と称することとする。

・定 義

クラブの設立、育成支援をするに当たって、クラブが区民にとって有益性が高く、地域社会への貢献度を有しており、公益性や公共性が確保されていることが明確で、本区のめざす地域スポーツの活性化と生涯スポーツ社会の実現に寄与するクラブでなければならず、このためのクラブ認定基準を下記のとおり定める。

また、認定基準に則したクラブの設立、育成に関して、区、関連団体が支援する条件と内容について定めるものである。

・クラブ認定基準

クラブ設立・運営は地域住民が主体的に行うものであるため、クラブ設立の理念・目的や運営方法は、地域特性を活かしながら、クラブに関わる方が自由な発想とアイデアを持ちより決めていただくものである。

ただし、クラブが認定クラブとして、区や関連団体からの支援(例えば:学校施設利用など)を受けるためには、次の条件を満たす必要がある。

1 クラブ理念・目的に関して

- (1) クラブの理念・目的が明確に示され、地域住民が共通理念を持ちながら、設立・運営され、発展を続けるクラブであること。【共通理念】
- (2) クラブの活動が、地域住民の意思に基づく活動であること。【住民本位】
- (3) クラブには、だれでもが参加でき、活動が政治・宗教活動や個人的意見など偏りが無いこと。【公共性の確保】
- (4) クラブ運営が、利益目的の活動でなく、クラブ情報が常に公開された、開かれたクラブであること。【情報公開】
- (5) クラブの活動が、地域の活動と連携・協同した活動であること。【地域社会貢献】
- (6) 葛飾区の生涯スポーツ社会の実現を目指した活動であること。【区との協同】

2 クラブ運営に関して

- (1) 地域住民による自発的意思に基づき、クラブ経営や事業企画を会員自らが行き、会員ひとりひとりが活動に際して関わりを持ち役割を担って、自主性・自立性を活かした運営であること。【自主運営】
- (2) 幼児から高齢者まで幅広い世代にわたって活動をして(目指して)いること。【多世代】
- (3) 地域住民一人ひとりの多様なニーズに応じられるよう、多種目のスポーツ活動のみならず、スポーツ以外の活動を含めた複数の種目から選択ができる環境であること。
(目指している)【多種目・多様性】
- (4) 学校施設や公共施設などを地域のコミュニティの拠点として活用し、定期的・計画的・継続的にスポーツ活動が実施されていること。【地域交流の場と活動拠点】
- (5) 各個人の年齢や体力、目的や技術レベルに応じた指導者が配置されていること。
【指導者の配置】

・ 設立までの支援内容

クラブは地域住民が主体的に育成していくものであるため、クラブ設立に関わる調整・準備も地域住民が中心となって実施していただくことを基本とする。

しかし、地域住民の生涯スポーツ社会の実現に資するクラブの設立時には、設立に関する専門的な知識、人脈、労力、資金などが必要な時期である。このため、活動状況を判断し、財政が許す範囲を条件として、区や関連団体は以下の支援を行う。

1 情報支援（指導）

- (1) クラブ設立・運営に関する相談に対する随時の対応
- (2) 地域における説明会や啓発研修会などの計画的な実施
- (3) 他自治体でのクラブ設立までの事例紹介などの情報提供
- (4) 設立準備会への運営サポート及びアドバイス
- (5) 国や都・広域スポーツセンターなどの情報提供
- (6) 「クラブ」にふさわしいリーダー的人材の育成・発掘・調整

2 補助金申請支援

文部科学省（日本体育協会）補助金等の申請事務の指導・アドバイス

3 施設・機材の支援

- (1) クラブハウスの設置に対して、候補場所の提示とその場所の管理者との交渉
- (2) クラブハウスの設置に対して、クラブハウスとして活用するためには工事が必要と判断された場合に必要最低限の改修・工事
- (3) クラブ運営に関する必要最低限の事務機器、パソコンなどの運営機材
- (4) クラブ活動のための必要最低限のスポーツ物品（消耗品を基本とする。）
- (5) 必要に応じて、活動のための施設利用に関する施設管理者や利用者との調整

4 運営・指導者の確保に関する支援

要請に応じて、運営や指導者としての候補となり得る人材の紹介

5 会員の確保に関する支援

- (1) 区のホームページ、広報誌に募集広告の掲載
- (2) リーフレット作成時に、それに盛り込む内容のアドバイス
- (3) 作成したリーフレットを区や関連団体の施設に設置・配布
- (4) クラブホームページへの側面的支援

・ 設立後の支援内容

クラブ運営は住民主体となって運営しなければならない。しかし、クラブは地域住民の生涯スポーツ社会の実現に貢献するものであるため、クラブの活動状況を考慮しつつ、財政が許す範囲を条件として以下の支援を行う。

1 施設・機材の支援

- (1) 施設利用については、他の既存クラブ（団体）など支障の無い事を前提として、曜日や時間などを限定した中での優遇的利用（クラブハウスを含む）
- (2) 施設利用料については、クラブの運営状況を判断する中で、期間を限定した優遇的措置（クラブハウスを含む）
- (3) 設立後のクラブ運営は、基本的に自主運営とするが、運営状況を判断する中で必要最低限の物的支援（消耗品を基本とする。）

2 運営スタッフ・指導者確保に関する支援

- (1) 基本的に運営スタッフなどの人的支援はしない。ただし、クラブ運営や活動に関する相談に対する随時の対応
- (2) 指導員の確保については、区登録指導者・体育協会関係者及び国や都・広域スポーツセンターと連携する。
- (3) 「クラブ」にふさわしいリーダー的人材の育成・発掘・調整

3 会員の確保に関する支援

- (1) 区のホームページ、広報誌に募集広告を掲載
- (2) リーフレット作成時に、それに盛り込む内容のアドバイス
- (3) 作成したリーフレットを区や関連団体の施設に設置・配布
- (4) クラブホームページへの側面的支援

4 情報支援（指導）

- (1) 運営委員会などに関する相談に対する随時の対応及び運営サポート
- (2) 地域における説明会や啓発研修会などの実施
- (3) 国や都・広域スポーツセンターなどの情報提供
- (4) 他のクラブとの情報交換及び連携の機会提供

・その他

この「かつしか地域スポーツクラブ育成支援指針」については、基本的な方針を示すもので、様々な社会情勢や地域の実情などあらゆる場面に応じて、常に検証しながら決定していくものであり、育成指針に記載の無い事項についても常に関係機関と調整を図りながらクラブ育成を進める目安とする。